



令和2年9月28日

自動車検査証の有効期間の伸長について

長崎県佐世保市に属する高島（離島）においては、台風第9号の影響により、浮桟橋などの港湾施設に被害が生じたため、自動車等を航送するフェリーが高島港に接岸できない状況にあります。

このため、同市高島町に使用の本拠の位置を有する自動車については、継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を伸長します。

長崎県佐世保市高島町においては、台風第9号の影響により、浮桟橋などの港湾施設に被害が生じたため、自動車等を航送するフェリーが高島港に接岸できない状況にあります。

このため、同市高島町に使用の本拠の位置を有する自動車は、復旧工事が完了し島外への自動車の航送が可能となるまでの間、継続検査を受けることが困難であることから、自動車検査証の有効期間が切れ、その使用に支障が生じるおそれがあります。

したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日、公示しましたのでお知らせします。

○ 対象となる自動車

長崎県佐世保市高島町に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が令和2年9月2日から高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日までのもの

○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の満了する日を、高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日の翌日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日の翌日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日の翌日を限度と

News Release



国土交通省九州運輸局

して猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局

自動車技術安全部技術課

担当：後藤、馬場、土屋

電話 092-472-2539

FAX 092-472-2916





(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

○ 台風第10号による被害等に伴い、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び山口県に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年9月6日から9月13日までの自動車について、令和2年9月14日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

(参考3) 九州運輸局長崎運輸支局長の公示

(参考3)

公示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年9月2日から高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日までのものは、高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日の翌日をもって満了するものとする。

記

佐世保市高島町

令和2年9月28日

九州運輸局 長崎運輸支局長